

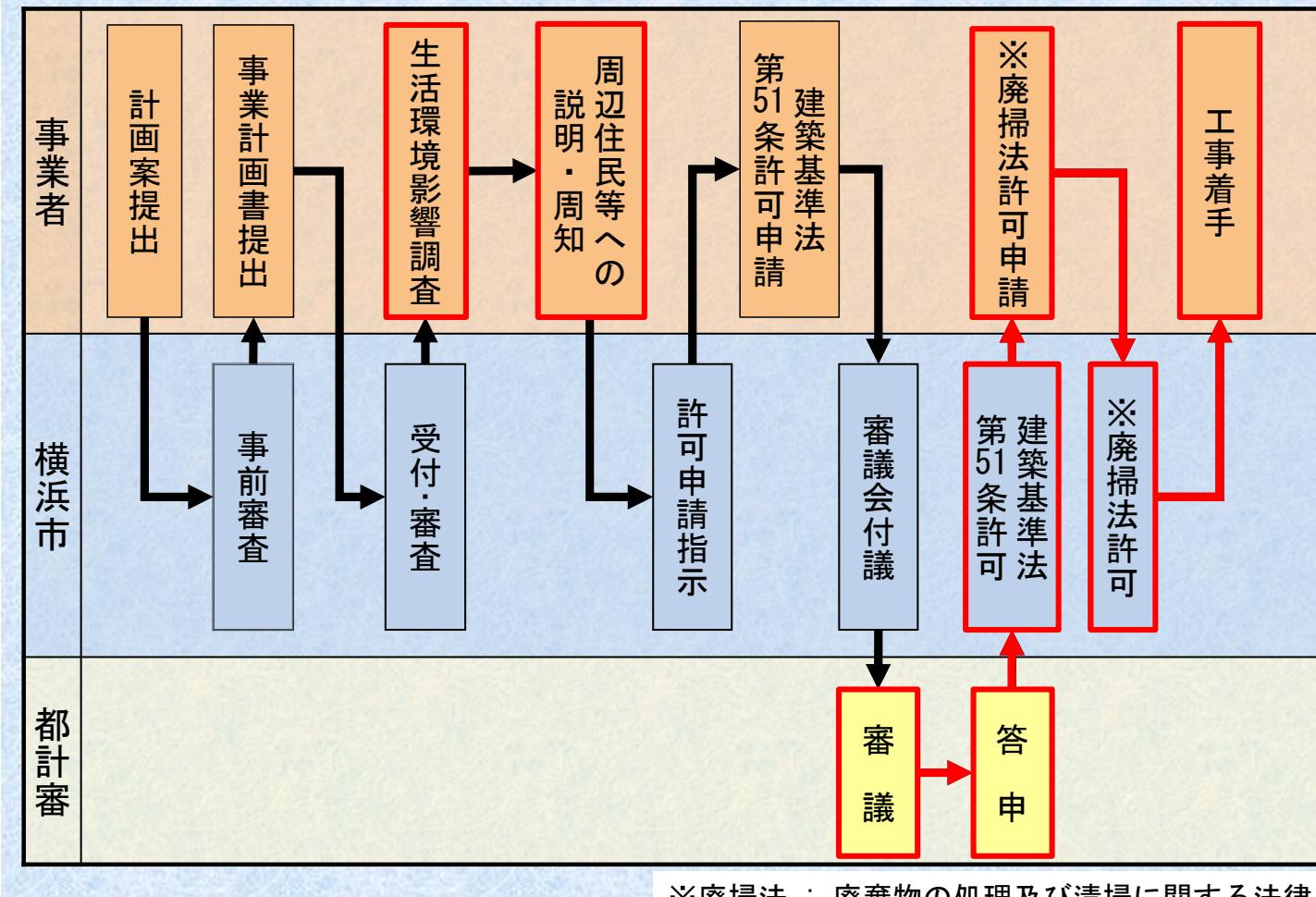
議第1468号

建築基準法第51条に基づく 産業廃棄物処理施設の変更



1

■処理施設の設置又は変更に係る流れ



■建築基準法第51条について

- 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の政令で定める処理施設※の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない

※一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条)

産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条)等

- ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない

【本市の運用】

- 市が設置する場合は、通常、都市計画に定める
例) 卸売市場、火葬場、ごみ焼却場
- 民間事業者が設置する場合は、通常、建築基準法第51条に基づき許可
例) 政令で定める処理施設(廃棄物処理施設)

■建築基準法第51条許可基準

■立地

■道路・交通等

■周辺環境

■住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又是一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

2

■ 案件概要

5

【名称】横浜ベイアスコン株式会社
【申請者】横浜ベイアスコン株式会社
【位置】横浜市磯子区新磯子町27番1の一部及び27番10
【用途地域等】工業専用地域

【施設概要】

施設概要	がれき類（アスファルト塊、コンクリート塊）の破碎施設
既存許可	平成16年2月2日許可 産業廃棄物処理施設

→施設の最大稼働時間を8時間から24時間に変更

■ 経緯

6

平成16年2月
都市計画審議会の議を経て建築基準法第51条に基づく許可
【当時の処理能力1,168t/日】（稼働時間8時間）

平成16年7月
操業を開始 稼働時間8時間（8時～12時、13時～17時）

令和8年5月予定
働き方改革に伴い、稼働時間を原則1日8時間としつつも
24時間の中で柔軟に設定できるよう変更

【24時間稼働するものとして、許可基準への適合を確認】

■ 建築基準法第51条の適用（産業廃棄物処理施設）

7

許可対象処理施設		許可対象 処理能力	処理能力	
(品目)	(名称)		(既存許可)	(計画)
がれき類	破碎施設	新設：100t/日以上 変更：既存許可の 処理能力の 1.5倍超	1,168t/日	3,504t/日

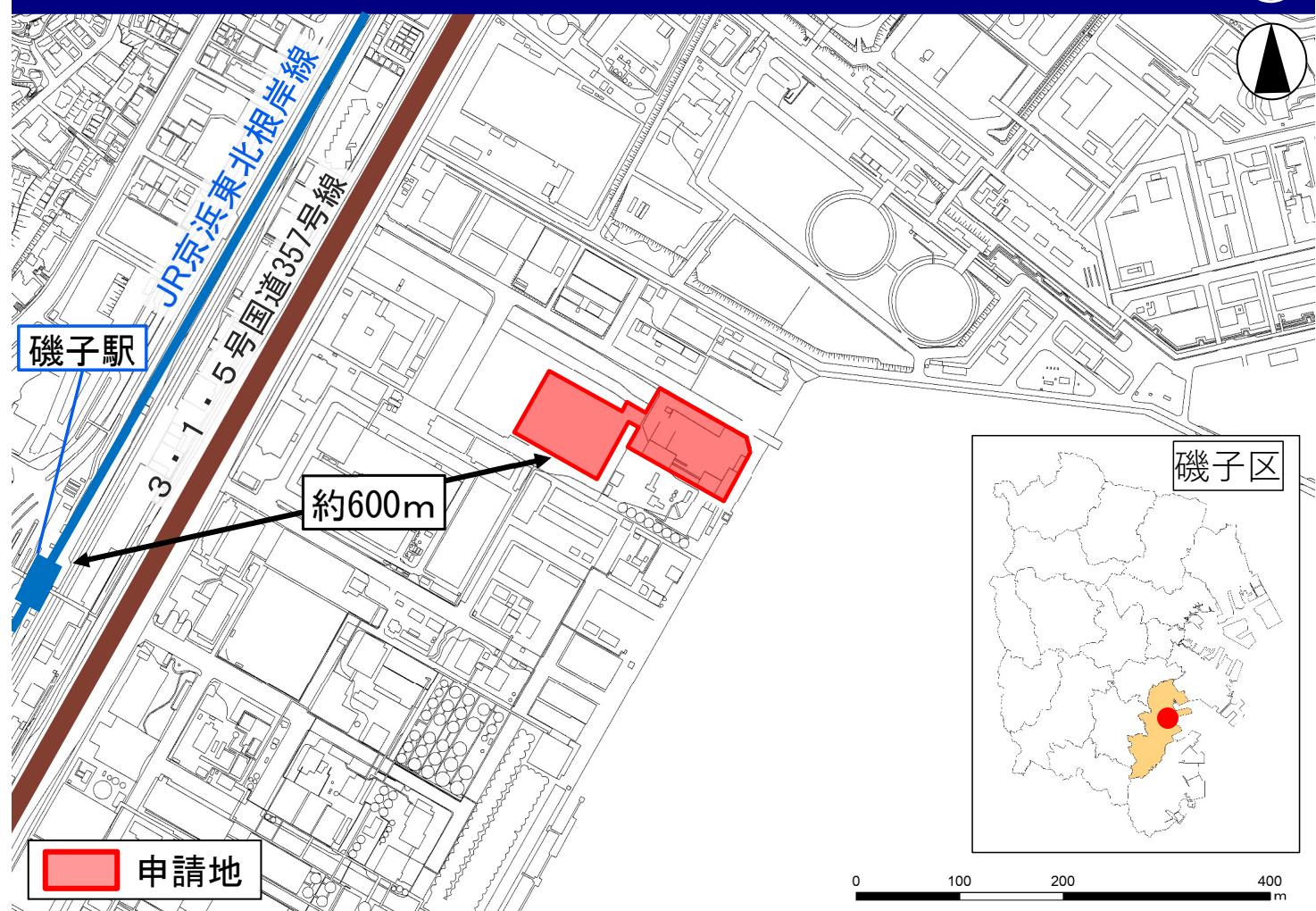
【本件の許可内容】

- 稼働時間を変更し、1日の処理能力を既存許可の1.5倍を超えて変更する。

→ 建築基準法第51条の許可が必要

■ 位置図

8



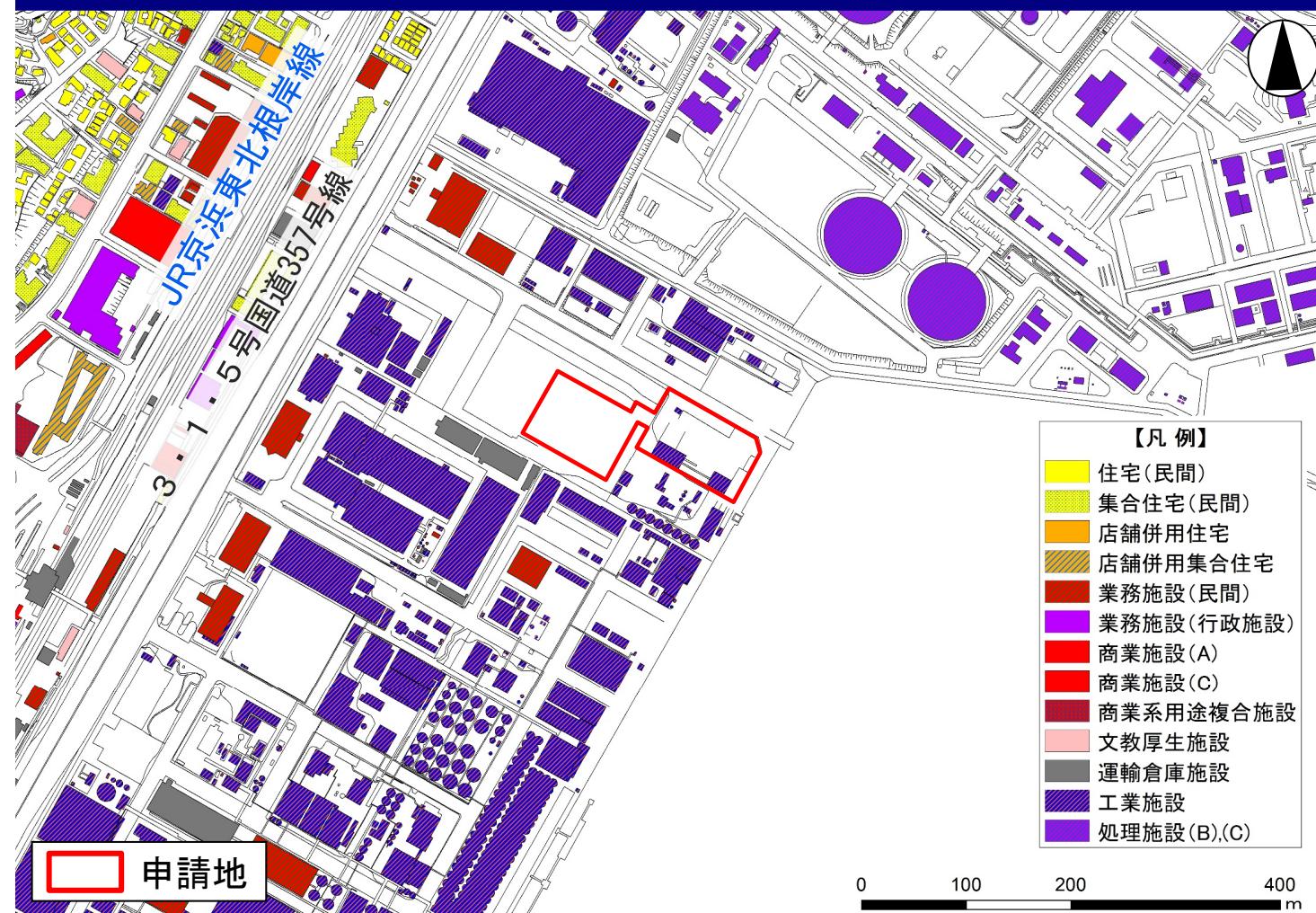
■位置図



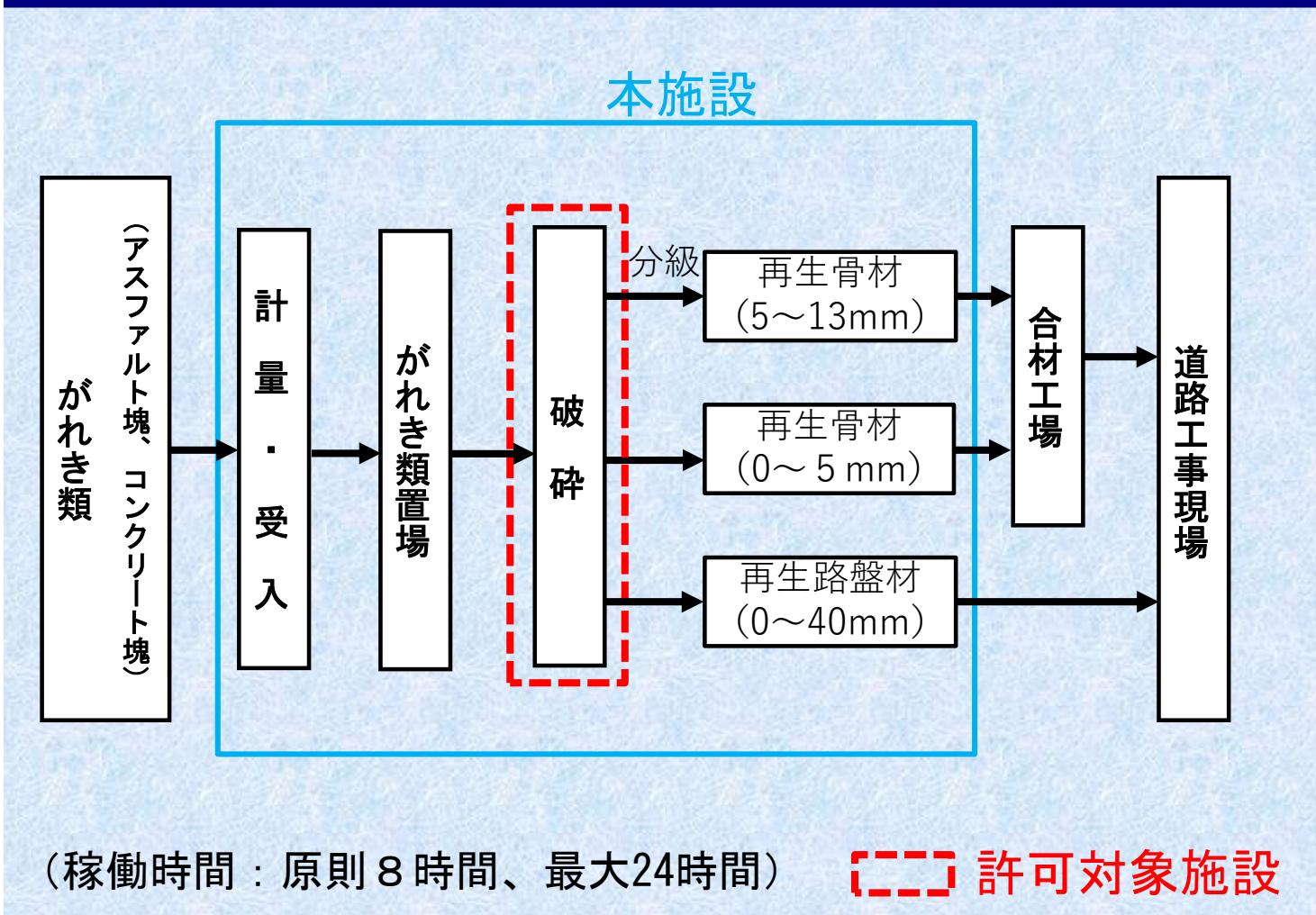
■位置図



■建物用地現況図

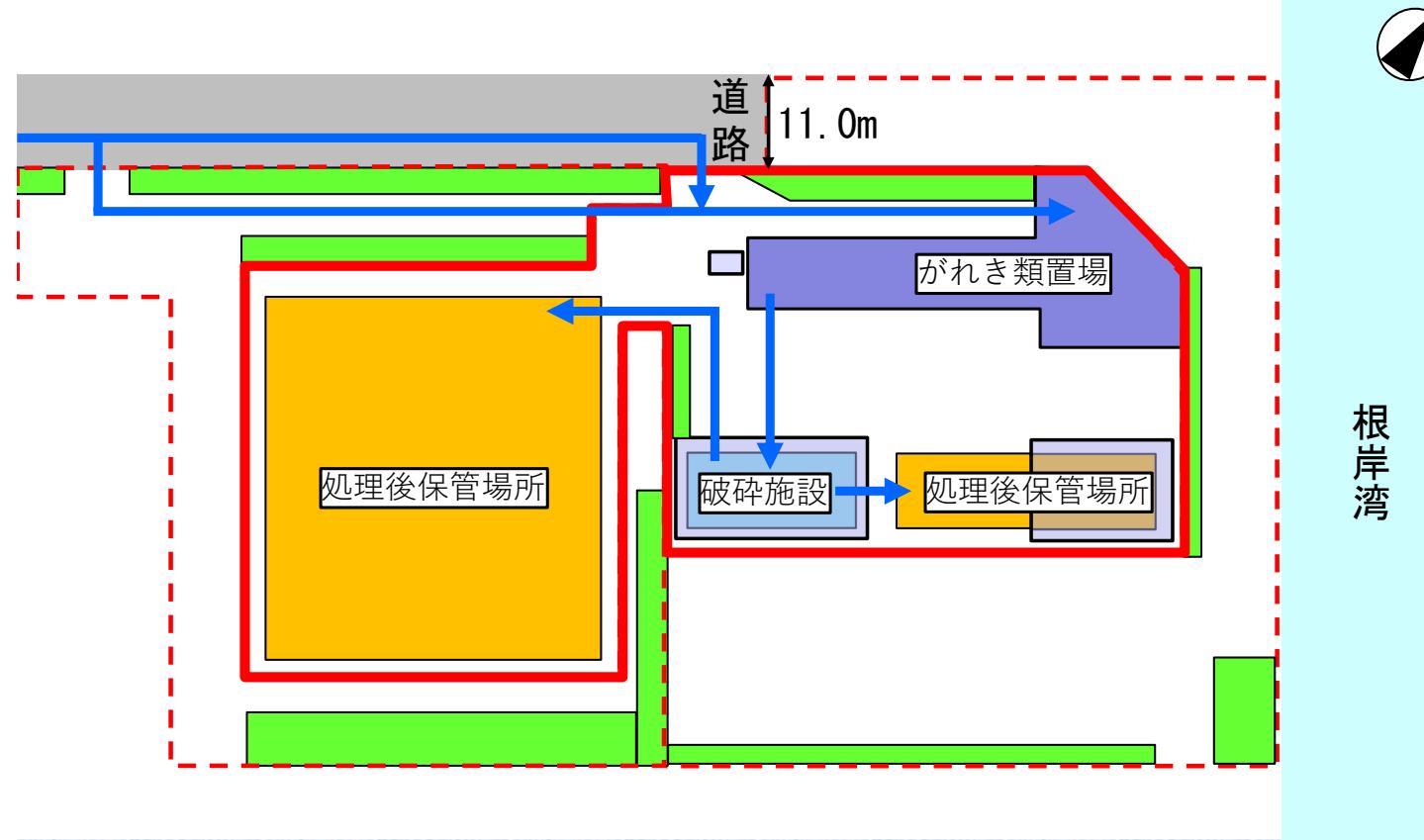


■処理フロー



■処理フロー（配置図）

13



■申請地 ■隣地（同一所有者）→処理フロー ■緑地
■建築物 ■破碎施設 ■処理後保管場所 ■がれき類置場

■建築基準法第51条許可基準【立地】

15

- ・工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区（区域）とする。
- ・住居系又は商業系の用途地域には建築しない。

■建築基準法第51条許可基準

14

■立地

■道路・交通等

■周辺環境

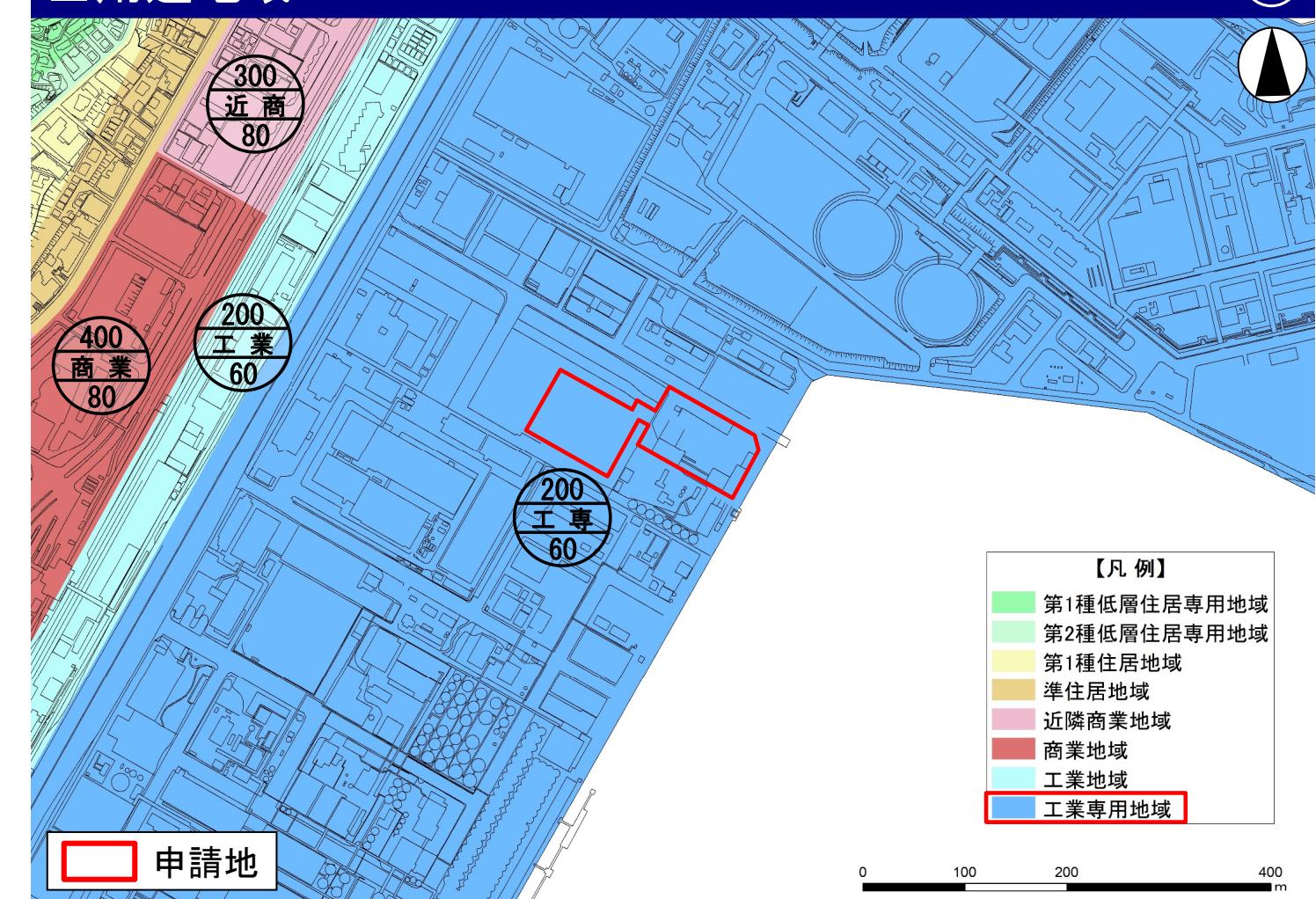
■住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■建築基準法第51条許可基準【用途地域】

16

■用途地域



■ 立地

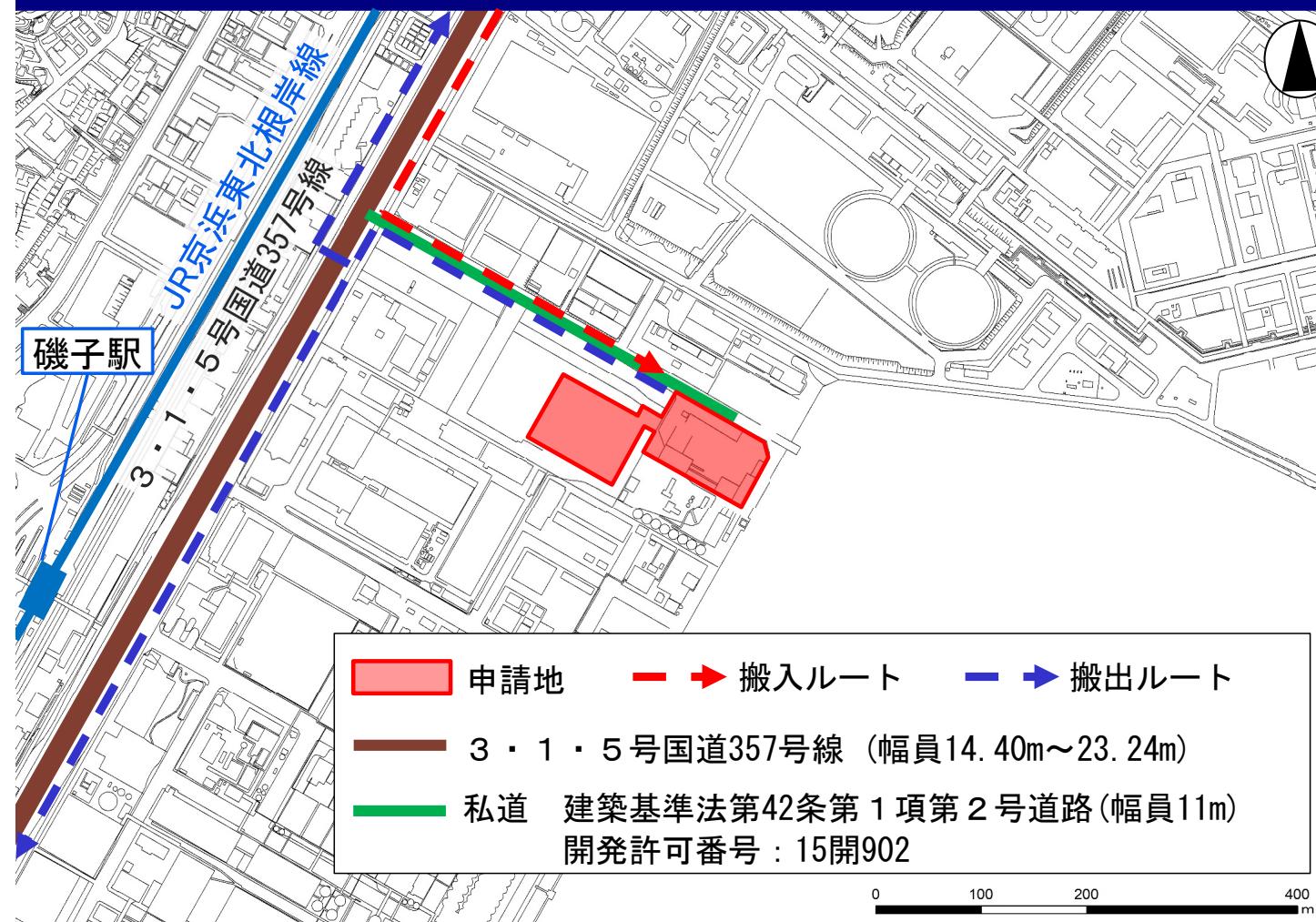
■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■搬出入ルート

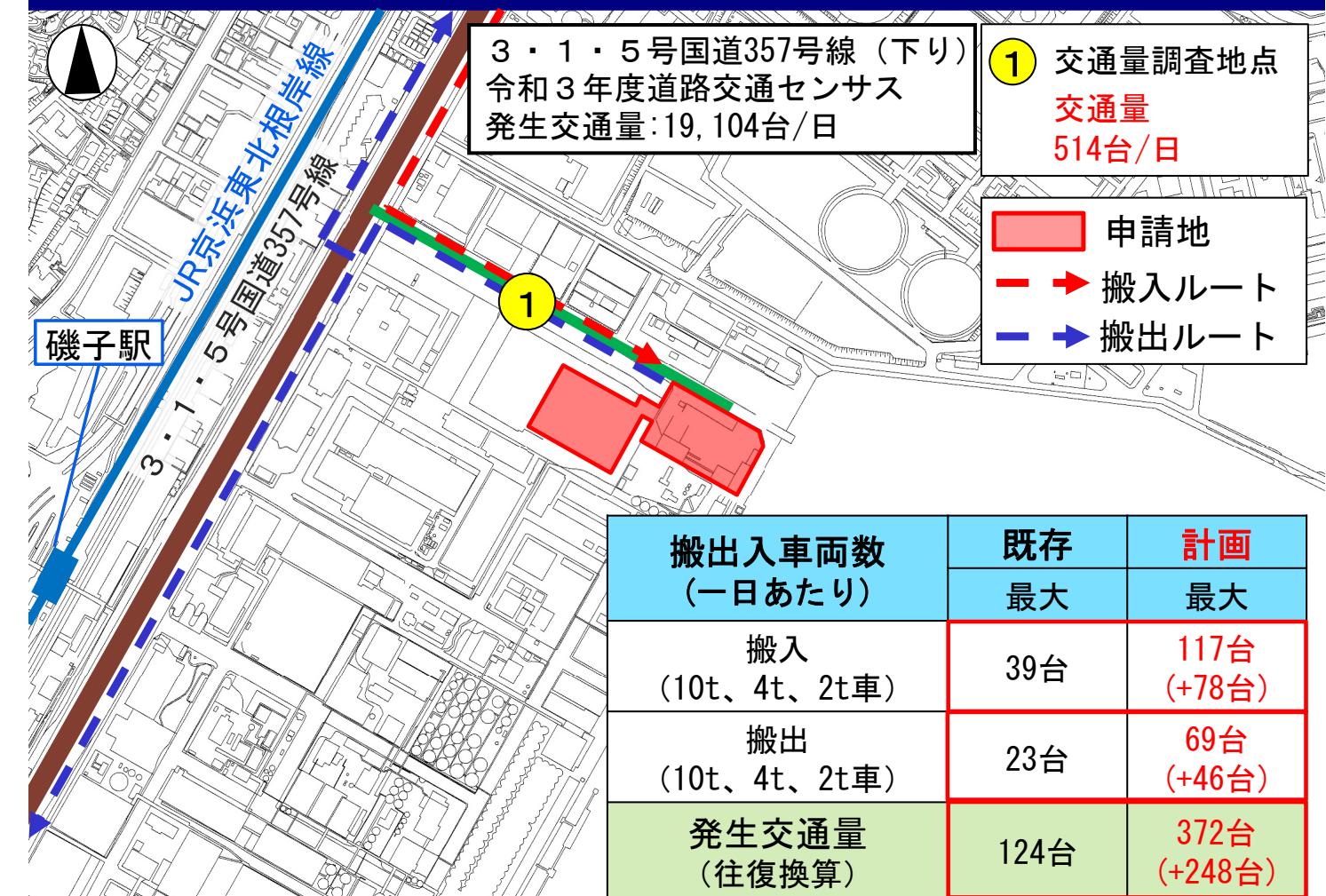


- ・処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことができる幅員※を有すること。

※搬出入車両が大型車：6.5m以上
普通車：5.0m以上

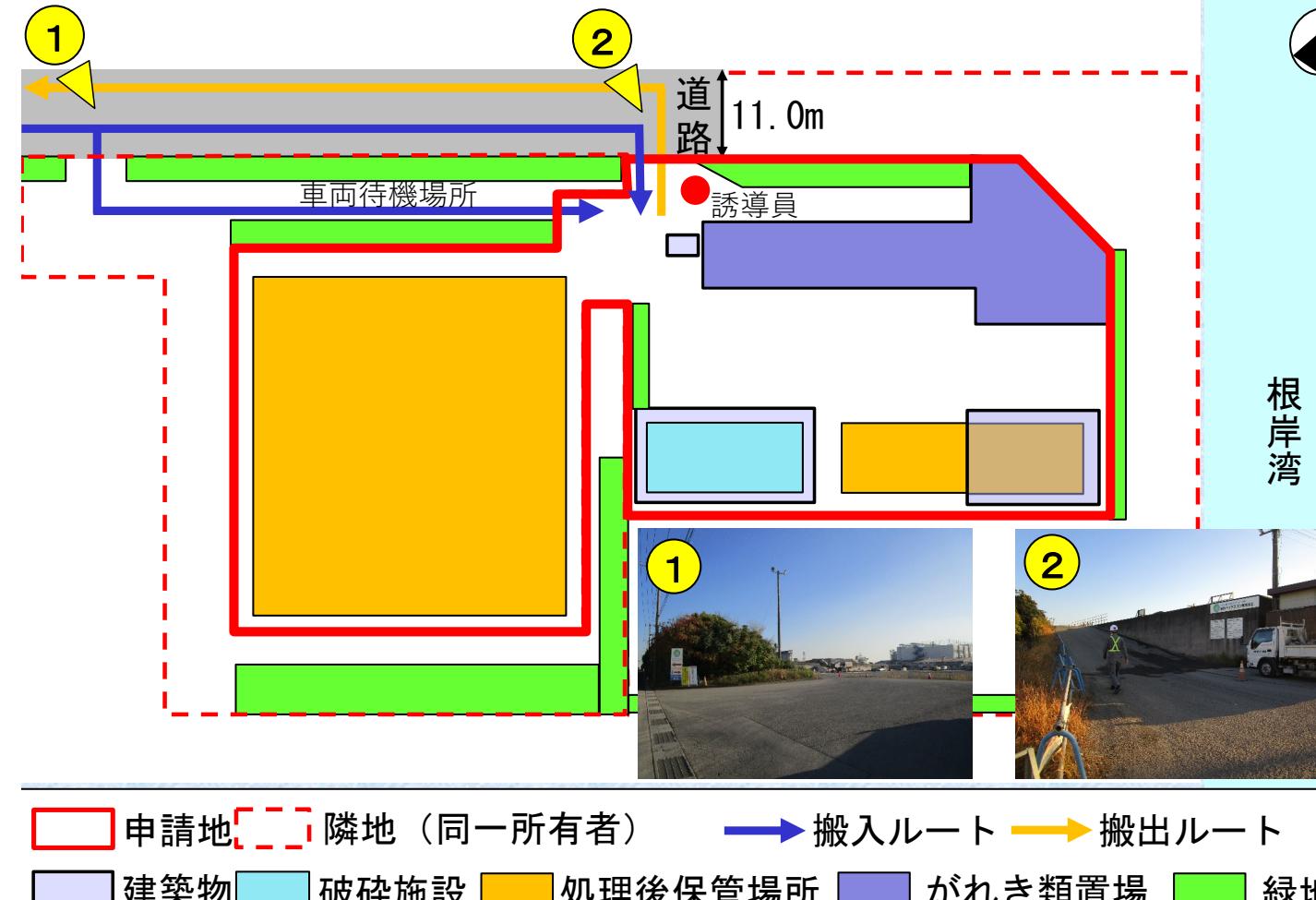
- ・処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないよう、対策を講じること。

■交通量



■搬出入ルート（配置図）

(21)



■申請地 [] 隣地（同一所有者） → 搬入ルート 黄色い矢印 搬出ルート
■建築物 ■破碎施設 ■処理後保管場所 ■がれき類置場 ■緑地

■建築基準法第51条許可基準【周辺環境】

(23)

- 内陸部※₁に処理施設を建築する場合は、原則として学校、病院等※₂に近接しないこと。
- 特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響※₃を与えないよう、十分な対策※₄を講じること。

※ 1 鶴見区、神奈川区又は西区においては、首都高速道路横浜羽田線より山側の区域、中区、磯子区又は金沢区においては、国道357号から山側の区域

※ 2 学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は住居系の用途地域内の住宅

※ 3 処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭

※ 4 学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策

■建築基準法第51条許可基準

(22)

■立地

■道路・交通等

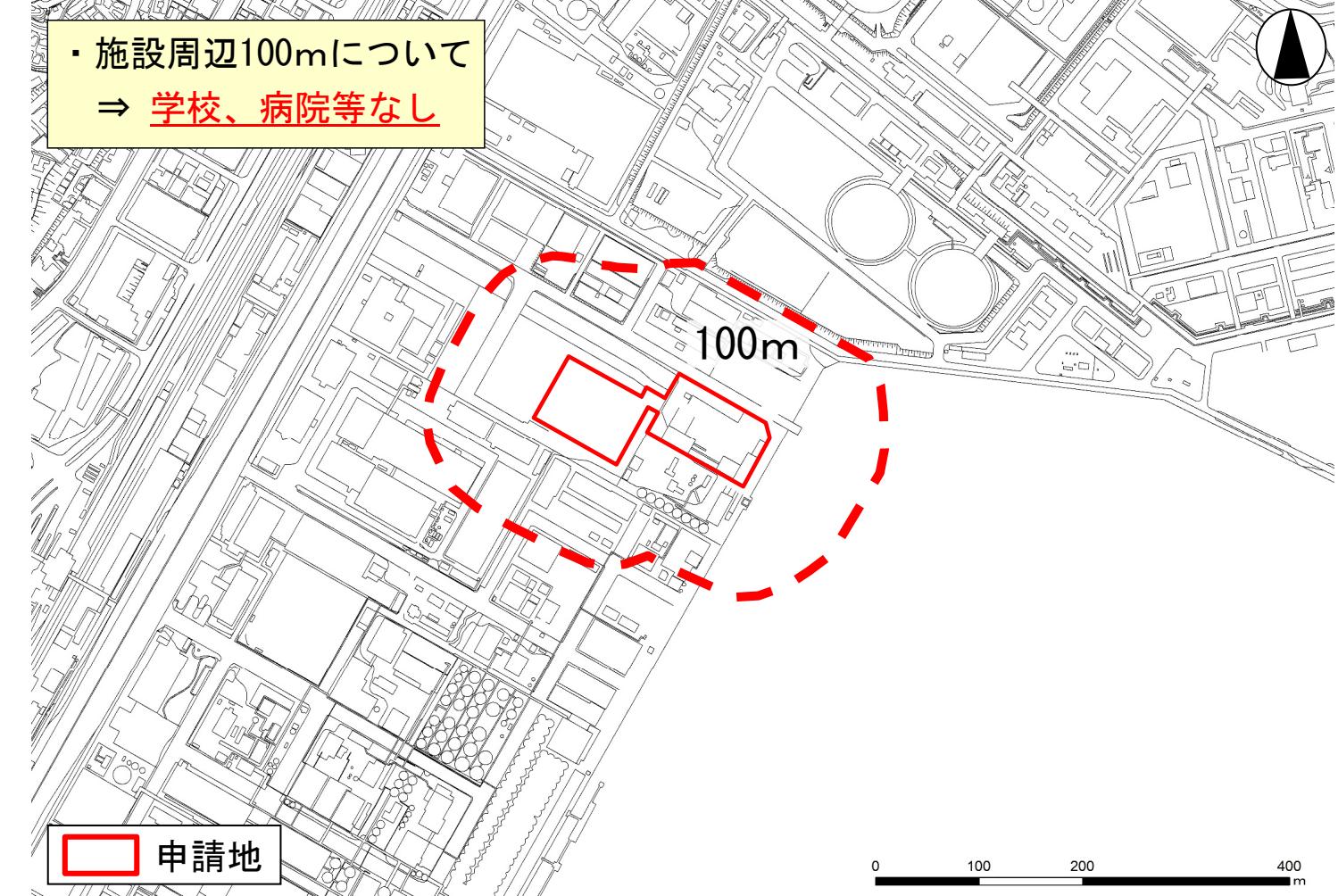
■周辺環境

■住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■位置図

(24)



■周辺への配慮

(25)

- ・周辺環境への影響が想定される項目について、生活環境影響調査に基づく調査方法で予測値を測定

【調査項目】

- ・騒音
- ・振動

→ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の
規制基準を満たす計画

■建築基準法第51条許可基準

(27)

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■生活環境影響調査の結果(騒音・振動)

(26)

【施設の稼働に伴う影響】

	市条例※に基づく規制基準	敷地境界における最大予測値
騒音	75 dB (6時～23時)	69 dB
	65 dB (23時～翌6時)	64 dB
振動	70 dB (8時～19時)	51 dB
	65 dB (19時～翌8時)	50 dB

(稼働時間：原則8時間、最大24時間)

関係法令：騒音規制法

振動規制法

横浜市生活環境の保全等に関する条例（※）

■建築基準法第51条許可基準

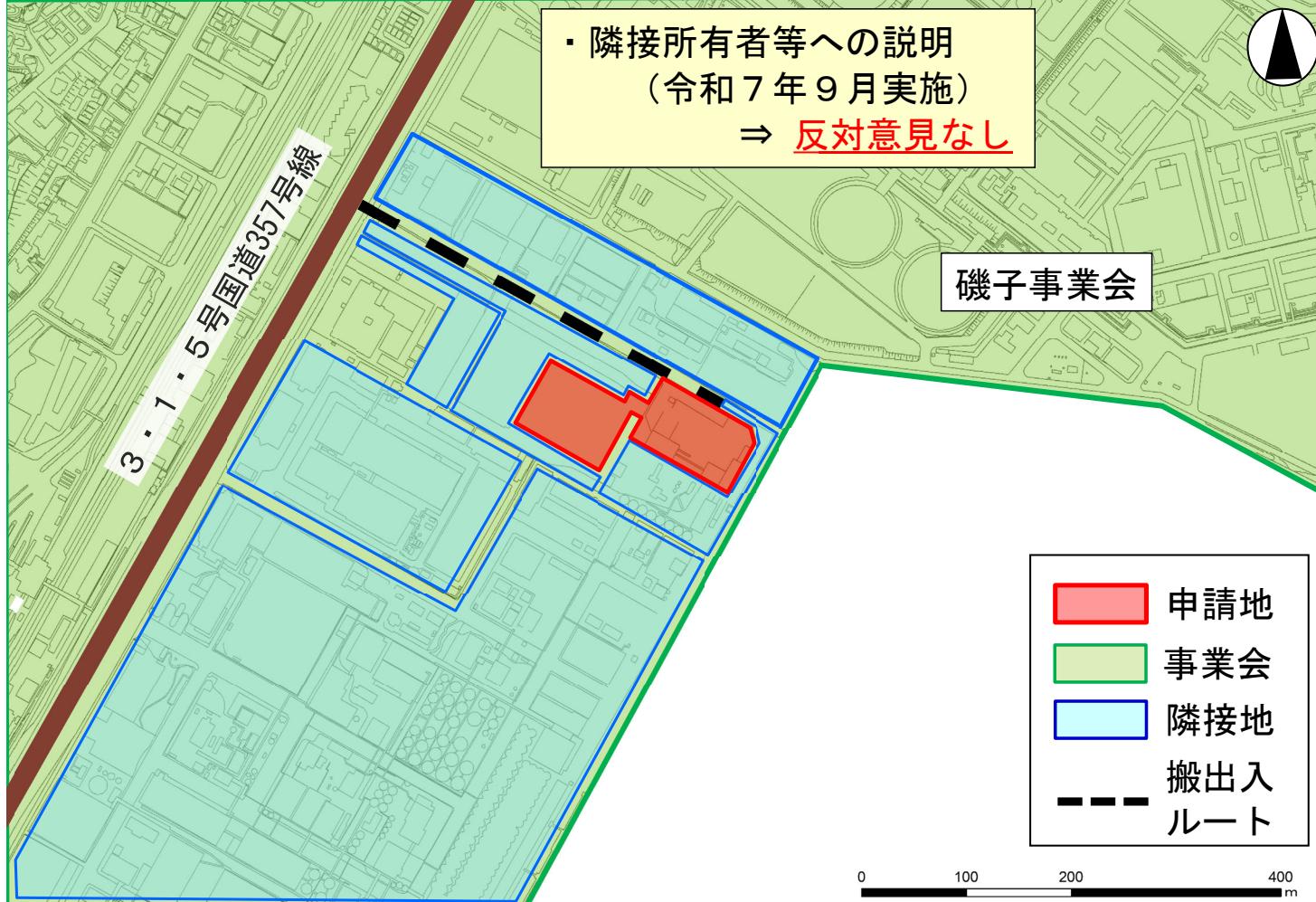
(28)

■建築基準法第51条許可基準【住民説明】

- ・周辺住民等※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

- ※ (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する等の団体
(2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
(3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者

■位置図



■本案件に対する本市の考え方

■立地

工業専用地域に立地していること

■道路・交通等

幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないよう対策を講じていること

■周辺環境

騒音・振動の発生源に対して、十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること

■住民説明

隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

以上により許可基準に適合しており、

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考える。